



2024年12月27日

各 位

会 社 名 **株式会社ツルハホールディングス**  
代表者名 代表取締役社長 鶴羽 順  
(コード番号 3391 東証プライム)  
問合せ先 執行役員人事総務本部長 尾島 徳仁  
(TEL 011-783-2755)

### 2025年2月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年12月27日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となる半期報告書

第63期(2025年2月期)半期報告書  
(自2024年5月16日至2024年11月15日)

#### 2. 延長前の提出期限

2025年1月6日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年4月4日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年12月19日付「「過年度の当社連結財務諸表に関する誤謬が存在する可能性の判明」及び「2025年2月期第2四半期決算発表の延期」に関するお知らせ」に記載のとおり、当社において、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ(以下、監査法人トーマツという。)の指摘により、過年度の連結財務諸表において、転貸損失引当金の未計上及び店舗閉鎖損失引当金の未計上等に関して誤謬が存在する可能性があることが判明いたしました。

当社としましては、前任の会計監査人である有限責任あずさ監査法人を交え、監査法人トーマツとの協議を継続しておりますが、過年度の連結財務諸表において誤謬が存在していたか否か、また具体的にどの時期から存在していたのかについて、見積りの根拠となる事実情報を徹底的に収集し、それに基づきより精緻な見積りを行ったうえで、その結果を踏まえて判断する必要があることを認識いたしました。

前期以前のどの期より引当金を計上すべきであったかを判定するためには遡及的に各引当金の算定を行う必要があります。当算定を行うために、現時点で既に解約済となっている賃貸借契約についても遡及的に特定し契約諸条件を確認する必要があり、相応の時間を要する見込みです。

また、2025 年 2 月期半期報告書の提出のためには、上記の各期における各引当金算出後、どの期より引当金の重要性が高まったかを判断し、計上が必要であったと判断された期間に係る過年度の有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を作成し、これらについて監査及びレビュー手続が必要となる見込みです。したがって、当社は、法定の提出期限である 2025 年 1 月 6 日までにこれらの手続を完了し、会計監査人から監査報告書及びレビュー報告書を受け取ることが困難であると判断し、2025 年 2 月期半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑おかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上